

Information

06

国保・後期高齢保険証の有効期限は7月末

「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日です。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。届いたら、加入者全員分があるか、記載内容に誤りがないかを確認してください。現在使用している被保険者証は、有効期限が過ぎたら破棄してください。

70から74歳までの国保被保険者には、高齢受給者証と被保険者証を一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。

※学生用の被保険者証を持っている人で、学校を卒業するなど学生でなくなった場合や、社会保険に加入するなどの場合は、最寄りの総合支所で手続きが必要です。手続きに必要な書類は事前に問い合わせください。

※2021年3月からマイナンバーカードが被保険者証として使えるようになります

【問い合わせ】市民生活部国保年金課(保険給付係・年金医療係)

☎0220(58)2166

Information

07

高齢者福祉事業の概要をお知らせします

市は、在宅の高齢者に対し、さまざまな福祉事業を実施しています。

■**外出支援サービス事業**
公共交通機関の利用が困難な人に、福祉車両で外出を支援します。

■**対象者** 介助が必要で、一人でタクシーや公共交通機関を利用することが困難な人

【料金】▼1名当たり1000円
▼片道30分以上の場合は超過10分につき150円
※福祉車両のみの貸し出しは無料(燃料は自己負担)

■**利用範囲** 病院への通院・入院、社会福祉施設への通所・入退所など

■**軽度生活援助事業**
食事・食材の確保、家庭内の整理・整頓や家の周りの手入れなど、軽易な日常生活を援助します。

■**対象者** 65歳以上で1人暮らしの人、高齢者だけの世帯で、日常生活上の援助が必要な人(要支援、要介護認定者は、介護保険サービスを優先します)

【料金】▼生活・家事援助Ⅱ1時間当たり224円▼その他生活援助Ⅱ1時間当たり100円

■**配食サービス事業**
調理が困難な高齢者に、栄養バランスの取れた食事を提供します。

■**対象者** 65歳以上で1人暮らしの人、高齢者だけの世帯で調理が困難な人

【料金】1食当たり350円(週3回を上限)

■**ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業**
緊急通報装置を無料で貸し出し、急病などの緊急事態に迅速に対応します。

■**対象者** おおむね65歳以上で1人暮らしの人、高齢者だけの世帯、1人暮らしの身体障がい者

■**介護用品支給事業**
紙おむつや介護用品の購入補助として、介護用品支給券を交付します。

■**対象者** 常時失禁状態にある市町村住民税非課税世帯の人で、次の①②③に該当する人
①要介護4、5 ②要支援1、2 または要介護1、3 ③障害者

■**生活支援ハウス事業**
高齢などのため居宅で生活する事が不安な人に対し、一定期間住居を提供します(利用定員10人)。

■**対象者** 60歳以上で1人暮らしまたは夫婦だけの世帯で、家族の援助を受けることが困難な人

■**料金** 利用者の収入により金額が異なります。食費、部屋の電気料などは実費負担

【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(長寿社会係)

☎0220(58)5551

インターネット公売を実施

市税などの滞納により市が差し押さえた動産をインターネット公売で売却します。

【公売方法】せり売り

【公売場所】ヤフー株式会社が提供する公売のインターネットオークションシステム上

【URL】<https://koubaiauctions.yahoo.co.jp>

【公売公告】各総合支所の掲示板に公示しています

【日程】7月3日(金)午後1時からインターネットで閲覧可能

【入札参加申込期間】7月3日(金)午後1時~20日(月)午後11時

【入札期間】7月28日(火)午後1時~30日(木)午後11時

【問い合わせ】総務部税務課(徴収対策係)

☎0220(22)2169



公売物品の例

Information

08

自然災害の多い季節を迎えます 避難所での感染予防にご協力を

近年、局地的な大雨や集中豪雨により、各地で甚大な被害が発生しています。新型コロナウイルス感染症が流行している状況でも、いつ災害が発生するか分かりません。

避難所は密閉、密集、密接の3つの密の状況になる恐れがあります。感染拡大のリスクが高まります。危険な場所にいる人は避難することが原則ですが、避難先は指定避難所だけではなくありません。この機会に安全な場所に住んでいる親戚や知人宅などへの避難もご検討ください。

また、洪水や土砂災害の場合、避難所に避難するよりも自宅の二階以上に避難する方が安全な場合もありますので、周辺の状況を確認して避難してください。

緊急告知ラジオを事業所へ災害などの緊急性の高い情報は、防災行政無線、メール配信サービスなどのほか、緊急告知ラジオで放送しています。

避難所へ避難するときは

避難所では、マスクの着用や手洗いの励行など、感染症対策が必要となりますので、替えのマスクや体温計、消毒液などの感染対策用品を持参してください。

事前の準備が大切

災害対応には、事前の準備が大切です。市が各世帯に貸与している「緊急告知ラジオ」の点検、市公式ホームページや洪水ハザードマップなどを活用して、事前に指定避難所の場所や経路を確認するなど、自分で身を守る行動がとれるよう日頃から防災への意識を持つよう心掛けてください。

また、洪水や土砂災害の場合、避難所に避難するよりも自宅の二階以上に避難する方が安全な場合もありますので、周辺の状況を確認して避難してください。

緊急告知ラジオを事業所へ災害などの緊急性の高い情報は、防災行政無線、メール配信サービスなどのほか、緊急告知ラジオで放送しています。

これまでは、市内に住民登録のある世帯主へ緊急告知ラジオを貸与していましたが、希望する市内の事業所に対しても、緊急告知ラジオを無償貸与します。

【貸与内容】市内に法人登録のある事業所に対し、1台を無償貸与

※法人登録単位で1台とします。事務所、工場など建物単位での貸与ではありません

【申込方法】申請書(市公式

ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、市内に法人登録のある事業所であることが分かる書類(法人登記事項証明書や法人市民税申告書の写しなど)を添付し総務課へ提出

※詳細は市公式ホームページをご確認ください

【問い合わせ】総務部総務課(防災係)

☎0220(22)2091

ごみの受け入れについて

一般家庭から発生した燃やせるごみ、燃やせないごみ、埋立ごみ、粗大ごみや事業所から発生する一般廃棄物は、クリーンセンターに直接搬入することができます。しかし、受け入れできないごみを搬入されるケースがありますので、間違いやすいものについて紹介します。

ごみの減量化および資源リサイクル化の推進のため、市民皆様のご理解とご協力をお願いします。

■**庭木を剪定した枝葉など**
受け入れできる枝葉や草は、住居敷地内の杉を除く庭木や竹、庭草です。

屋敷の周囲に設置された屋敷林や垣根、街路樹、竹林を剪定した枝葉や木の根、田んぼや畑の草、住居敷地内の杉は受け入れできませんので、民間の廃棄物処理業者に依頼し、処分してください。

なお、庭木や竹、庭草でも、受け入れできる長さや太さの基準があります。詳しくは、各世帯に配布しているごみ収集カレンダーや市公式ホームページでご確認ください。

■**家屋の解体ごみ**
家屋の新築やリフォームなどに伴い建設業者や大工さん、解体業者などに解体作業を依頼した場合の解体ごみは、廃棄物処理法により作業の受注者が処分することに定められているためクリーンセンターでは受け入れできません。

【問い合わせ】環境事業所クリーンセンター
☎0225(76)0102

災害などの緊急情報は、メール配信サービスや防災行政無線、市公式ホームページ、はっとエフエムなどでお知らせしています。

市メール配信サービス

防災、防犯、市の行事などを登録されたメールアドレスに随時配信。パソコン、携帯電話、どちらでも登録可能です。登録用URL: <https://mail.cous.jp/tomecity/>

緊急告知ラジオ

確実に緊急情報が届けられるよう、緊急告知ラジオを市内全ての世帯に1台ずつ無償で貸与しています。緊急時には、ラジオが自動的に起動し、はっとエフエムを通じて、緊急情報を放送します。通常時は電池を入れ、コンセントにつないでご利用ください。

H@!FM(はっとエフエム)

各種市政情報を定刻に放送。災害や犯罪などの緊急時には、番組の途中でも随時情報を放送します。
H@!FM周波数: 76.7MHz

市公式ホームページ

災害時の避難情報や避難所の開設に関する情報のほか、洪水ハザードマップや各種防災情報をご覧いただけます。
URL: <https://www.city.tome.miyagi.jp/>

